

○北本市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 1 号

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、眞の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいく。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく市民一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市長、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある

者又はあつた者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようすること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）において、男女共同参画についての理

解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点に配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市

男女共同参画審議会の意見を聽かなければならない。

- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

- 2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者との協働)

第15条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っていける市民及び事業者の表彰を行うことができる。

(家庭生活及び職業生活の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行う

ものとする。

(年次報告)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

(北本市男女共同参画審議会)

第21条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(苦情の処理等)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略